

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 2 月 1 日

北上地区消防組合
管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 2 号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第 2 号

北上地区消防組合手数料条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合手数料条例（平成12年北上地区消防組合条例第 1 号）別表の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
手数料を徴収する事項	手 数 料 の 金 額	手数料を徴収する事項	手 数 料 の 金 額
1～2の4 [略]		1～2の4 [略]	
2の5 消防法第11条 第1項前段の規定に より、特定屋外タン ク貯蔵所（浮き屋根 を有する特定屋外貯 蔵タンクのうち総務 省令で定めるもの に係る特定屋外タン ク貯蔵所（以下この 項の2の6において「 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所」とい う。）及び岩盤タン クに係る屋外タンク	[略]	2の5 消防法第11条 第1項前段の規定に より、特定屋外タン ク貯蔵所（浮き屋根 を有する特定屋外貯 蔵タンクのうち総務 省令で定めるもの に係る特定屋外タン ク貯蔵所（以下この 項の2の6において「 浮き屋根式特定屋外 タンク貯蔵所」とい う。） <u>、浮き蓋付き 特定屋外貯蔵タンク</u>	[略]

<p>貯蔵所を除く。)の 設置の許可申請に 対する審査</p>		<p><u>のうち総務省令で定 めるものに係る特定 屋外タンク貯蔵所（ 2の6において「浮 き蓋付特定屋外タン ク貯蔵所」という。 ）及び岩盤タンクに 係る屋外タンク貯蔵 所を除く。）の設置 の許可申請に対する 審査</u></p>	
<p>2の6 消防法第11条 第1項前段の規定に より、浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵所 の設置の許可申請に 対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>2の6 消防法第11条 第1項前段の規定に より、浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵所 <u>及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所</u>の設 置の許可申請に対す る審査</p>	<p>[略]</p>
<p>2の6の2～9の3 [略]</p>		<p>2の6の2～9の3 [略]</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>			

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成 24 年 2 月 1 日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、危険物施設に浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所が追加されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。